



快適環境の創造を目指して

環境基本計画を策定中です



豊かな自然を次世代に

環境負荷...人の活動による環境への影響で、環境保全上の支障の原因となるもの。

環境基本法制定の背景

町の環境基本計画は国の環境基本法に基づいて策定されますが、国が環境基本法を制定した背景には、近年深刻化している地球温暖化やオゾン層破壊などの「地球環境問題」があります。

世界各国は1992年の地球サミット（ブラジル・リオデジャネイロ）を機に、全人類共通の課題としてこの問題に取り組み始めました。日本もその翌年（1993年）に「環境基本法」を制定し、翌1994年には、環境基本計画を策定しました。群馬県は1996年に環境基本条例を制定、19

町では豊かな自然を将来にわたって良好に保全し、快適環境を創造していくために環境基本計画を策定しています。現在は、環境審議会、町民会議、庁内検討委員会などの意見を伺いながら環境目標、環境施策について検討を行っているところです。環境施策案がある程度まとまった段階で町民のみなさんに説明を行い、寄せられたご意見を参考に修正を加え、16年3月の策定を目指しています。今回は、その計画の概要についてお知らせします。

97年には環境基本計画を策定しています。

明和町は

環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な町になるのに必要な環境施策を総合的・計画的に実施するための法的枠組みとして、町は平成14年7月、「明和町環境基本条例」を制定し、それに基づき、町の環境施策の方向および目指す将来像を示す「明和町環境基本計画」を策定しています。

町の環境配慮における環境基本計画の位置づけを次のイメージ図に示します。